

第3章 計画の基本事項

① 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

② 福岡市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立つて、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼養の普及啓発に重点を置いた動物行政へ移行してまいりました。

今後は、行政内部の関係部署の連携並びに行政と飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民とのさらなる連携を図りながら取組みを推進します。

③ 計画の実施期間

平成27年度から10年間(平成36年度末まで)

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

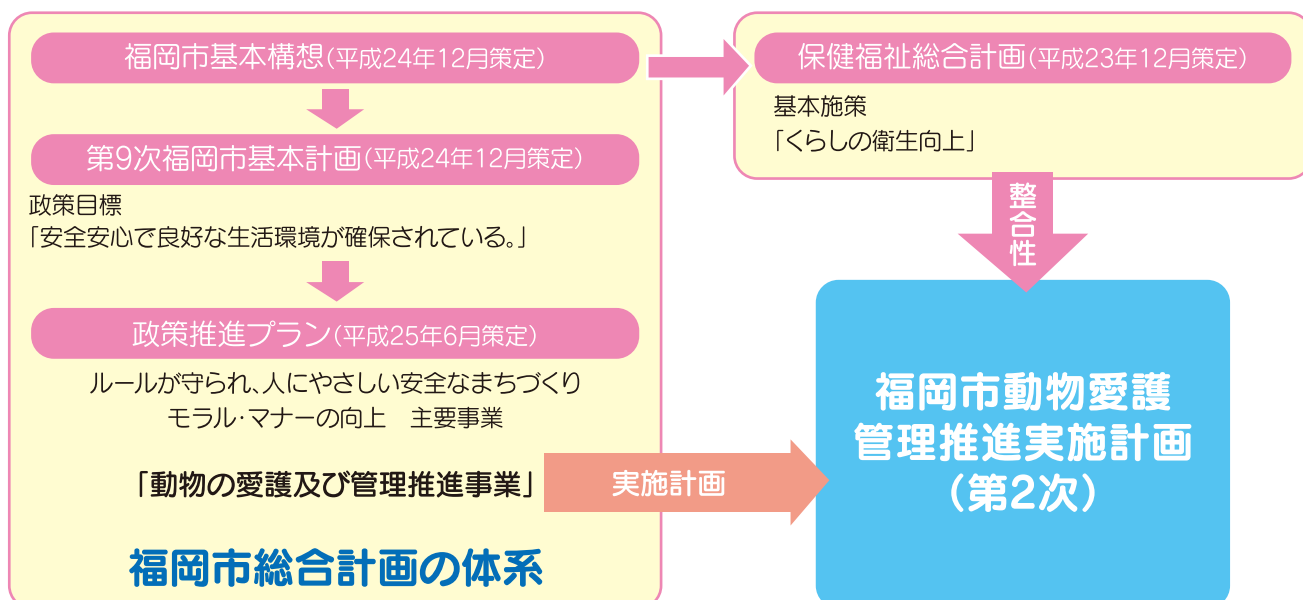
④ 対象地域

福岡市内全域

⑤ 計画の位置づけ

第2次計画は福岡市総合計画体系における中期計画である政策推進プランの主要事業「動物の愛護及び管理事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の基本施策「くらしの衛生向上」を踏まえるものとします。



⑥ 施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」を持って施策を推進します。

- 各主体の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護・管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

(1) 各主体の責務と役割の明確化

課題解決のための施策を推進するには行政、飼い主、動物取扱業者、獣医師会、学術研究機関、動物関係団体及び市民の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの主体がその責務や役割を十分理解する必要があります。

①行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を負います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援し、後押ししていきます。

②飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育することにより、周辺住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を負います。

また、所有することに関わらず、動物を管理する場合や単に動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主と同等の責務が伴うものと考えます。

③動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について理解を深めてもらうために必要な説明や情報提供を行う責務を負います。

④獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や適正な飼育方法について理解を促進すると同時に、専門的立場から各主体に必要な協力を行う役割を担います。

⑤学術研究機関の役割

学術研究機関は動物の生理・生態等に関する豊富で多方面に渡る知識を活用し、各主体に対し助言する役割を担います。

⑥動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

⑦市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」、「動物との接し方」、「動物による危害の発生防止」等について理解を深め、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(2)市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる、かかわらないを問わず市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

(3)各主体間の連携と共働の推進

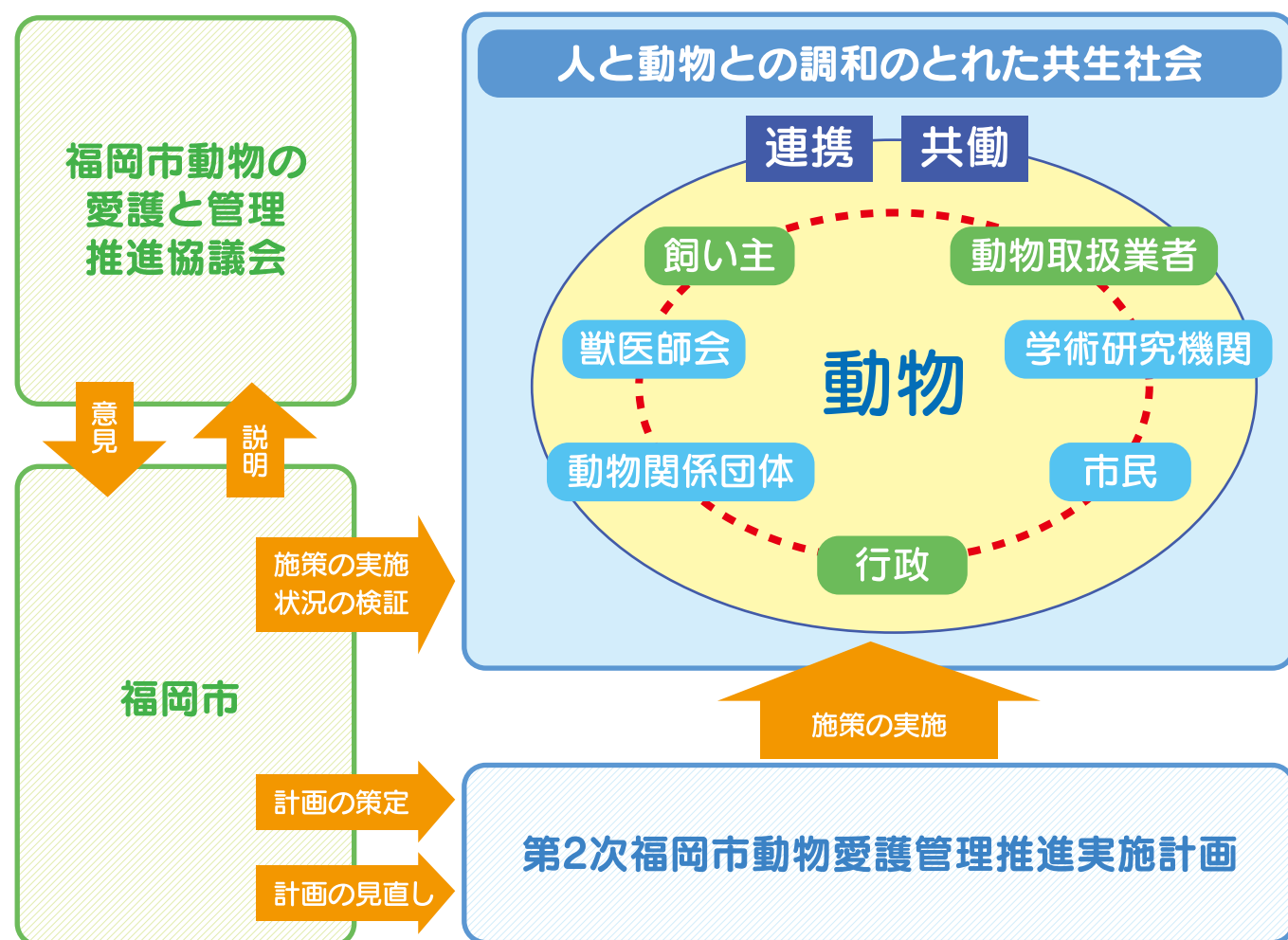
これまでのように、それぞれの主体が単独で行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すためには各主体間の連携や共働を推進する必要があります。



第4章 計画の推進体制

第2次計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的に効果的な施策等の検討を行うため設置した「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、第2次計画に基づき10年間にわたって動物の愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的かつ効果的・効率的に行われているかを福岡市で検証し、必要に応じて協議会に対して意見を求め、それらを参考に第2次計画の見直しを行います。



第5章 施策の柱

① 殺処分ゼロに向けた取組み

動物の生命の尊重と安全確保の観点から、適正飼育や終生飼育を推進し、飼い主などの身勝手とも言える理由による犬猫の殺処分数を減らしていく。

② 動物愛護管理に関する啓発

「人と動物との調和のとれた社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風と責任、動物の適正飼育や取扱い、動物の生理及び生態に関する知識の普及啓発を行う。

③ 迷惑の防止

人が動物を飼育したり、エサを与えたりすることで生じる、他の市民に対する迷惑の発生を防止し、モラルやマナーが大切にされる社会を実現する。

④ 危機管理対応

動物による人の生命等に対する侵害及び狂犬病の発生予防並びに災害等発生時及び狂犬病発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理体制の整備を行う。

⑤ 動物取扱業等の監視指導の強化

関係法令遵守や動物愛護推進の観点から動物取扱業、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効果的な監視又は指導を行う。

⑥ 共働の推進

これまで培ってきた動物関係団体との共働関係を継続し、新たな連携や協力体制を構築する。また、課題解決に取り組むために必要な職員の資質向上を行う。

第6章 目 標

計画に基づく施策の効果を判定するための指標及び目標を設定します。

①殺処分数

犬(平成25年度 42頭) → **ゼロ**(平成36年度まで)
猫(平成25年度 375頭)

負傷犬猫の死亡及び、攻撃性や疾病などによる譲渡不可能な犬猫を除く実質的なゼロを目指す。

②犬猫の収容頭数

犬(平成25年度 257頭) → **100**頭以下(平成36年度まで)
猫(平成25年度 580頭) → **250**頭以下(平成36年度まで)
平成25年度実績の概ね2分の1

返還や新しい飼い主への譲渡のさらなる推進を行う事が可能となる頭数を目指す。

③苦情件数

平成25年度 苦情件数 → **400**件以下
犬猫合計847件
平成25年度実績の概ね2分の1

④犬の登録

飼育されている犬すべての登録

⑤犬の狂犬病予防注射

登録犬すべてに対する年1回の予防注射実施